

令和元年度用高等学校教科書「高等学校 情報の科学／情科 304」
記述の更新等に関するお知らせ

常日頃は弊社書籍をお使いいただき、厚く御礼申し上げます。

下記の 2 点につきまして、文部科学省に記述の更新・変更の申請を行い承認されましたので、令和 2 年度供給の教科書より、記述を更新・変更いたします。

- ①著作権法が改定されたことを受けまして、記述を更新しました。
- ②日本工業規格の名称が日本産業規格に変更されたことを受けまして、記述を更新しました。

頁	行	原文	訂正文																
48	10	表 4 に、標準的な文字コードの一例として、 日本工業規格 (JIS) で定められた JIS X0201 という日本語文字コードを示す。この文字	表 4 に、標準的な文字コードの一例として、 日本産業規格 (JIS) で定められた JIS X0201 という日本語文字コードを示す。この文字																
108	参考 (図タイトル)	乱数表 (<u>日本工業規格 (JIS) Z9031: 2001</u> の付表より)	乱数表 (<u>日本産業規格 (JIS) Z9031: 2001</u> の付表より)																
144	3	知的財産権は、文化や産業の発展を考慮して、その保護期間が決められている。著作権は、著作者の死後 <u>50 年</u> (共同著作物は、最後に死亡した著作者の死後 <u>50 年</u> 、法人は公表後 <u>50 年</u> 、映画は公表後 70 年) を経過するまでの間、権利が保護される。特許権は、出願から 20	知的財産権は、文化や産業の発展を考慮して、その保護期間が決められている。著作権は、著作者の死後 <u>70 年</u> (共同著作物は、最後に死亡した著作者の死後 <u>70 年</u> 、法人は公表後 <u>70 年</u> 、映画は公表後 70 年) を経過するまでの間、権利が保護される。特許権は、出願から 20																
177	3, 表 (左段)	著作権の保護期間は、原則として著作者の生存期間およびその死後 <u>50 年</u> 間である。しかし、以下のような例外がある。 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>保護期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無名・変名 (周知の変名は除く) の著作物</td> <td>公表後 <u>50 年</u> (死後 <u>50 年</u> 経過が明らかであれば、その時点まで)</td> </tr> <tr> <td>映画の著作物</td> <td>公表後 70 年 (創作後 70 年以内に公表されなかったときは、創作後 70 年)</td> </tr> <tr> <td>著作隣接権</td> <td>実演、レコードへの固定、放送または有線放送が行われたときから 50 年</td> </tr> </tbody> </table>	種類	保護期間	無名・変名 (周知の変名は除く) の著作物	公表後 <u>50 年</u> (死後 <u>50 年</u> 経過が明らかであれば、その時点まで)	映画の著作物	公表後 70 年 (創作後 70 年以内に公表されなかったときは、創作後 70 年)	著作隣接権	実演、レコードへの固定、放送または有線放送が行われたときから 50 年	著作権の保護期間は、原則として著作者の生存期間およびその死後 <u>70 年</u> 間である。しかし、以下のような例外がある。 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>保護期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無名・変名 (周知の変名は除く) の著作物</td> <td>公表後 <u>70 年</u> (死後 <u>70 年</u> 経過が明らかであれば、その時点まで)</td> </tr> <tr> <td>映画の著作物</td> <td>公表後 70 年 (創作後 70 年以内に公表されなかったときは、創作後 70 年)</td> </tr> <tr> <td>著作隣接権</td> <td>実演、レコードの発行が行われたときから <u>70 年</u>、放送または有線放送が行われたときから 50 年</td> </tr> </tbody> </table>	種類	保護期間	無名・変名 (周知の変名は除く) の著作物	公表後 <u>70 年</u> (死後 <u>70 年</u> 経過が明らかであれば、その時点まで)	映画の著作物	公表後 70 年 (創作後 70 年以内に公表されなかったときは、創作後 70 年)	著作隣接権	実演、レコードの発行が行われたときから <u>70 年</u> 、放送または有線放送が行われたときから 50 年
種類	保護期間																		
無名・変名 (周知の変名は除く) の著作物	公表後 <u>50 年</u> (死後 <u>50 年</u> 経過が明らかであれば、その時点まで)																		
映画の著作物	公表後 70 年 (創作後 70 年以内に公表されなかったときは、創作後 70 年)																		
著作隣接権	実演、レコードへの固定、放送または有線放送が行われたときから 50 年																		
種類	保護期間																		
無名・変名 (周知の変名は除く) の著作物	公表後 <u>70 年</u> (死後 <u>70 年</u> 経過が明らかであれば、その時点まで)																		
映画の著作物	公表後 70 年 (創作後 70 年以内に公表されなかったときは、創作後 70 年)																		
著作隣接権	実演、レコードの発行が行われたときから <u>70 年</u> 、放送または有線放送が行われたときから 50 年																		
177	表 (右段)	プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等 (第 47 条の 3) プログラムの所有者は、自ら電子計算機で利用するために必要と認められる限度でプログラムを複製、翻案することができる。	プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等 (第 47 条の 3) プログラムの所有者は、自ら電子計算機で実行するために必要と認められる限度でプログラムを複製することができる。																
178	3 (左段)	著作権法 公布 昭和 45 年 5 月 6 日 / 改正 平成 <u>24 年 6 月 27 日</u>	著作権法 公布 昭和 45 年 5 月 6 日 / 改正 平成 <u>30 年 7 月 13 日</u>																
179	6 (左段)	2 著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後 (共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後) <u>五十年</u> を経過するまでの間、存続する。	2 著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後 (共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後) <u>七十年</u> を経過するまでの間、存続する。																
183	33 (1 段目)	<u>日本工業規格</u> …………… 48	<u>日本産業規格</u> …………… 48																